

## 第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画の概要

### 第1章 第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

現状では、犯罪被害者等が直面している複雑かつ多様な課題が解決されないことから、県民の理解と協力を一層得られるよう、関係機関・団体との更なる連携の強化を図る必要があり、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定する。

#### 2 計画の位置付け

犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づき、県の犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」をはじめとして、各部局が策定する計画等との整合を図りながら、今後推進していく施策等を体系的に取りまとめた計画とする。

#### 3 計画の目標

犯罪被害者等基本法第3条に規定される基本理念を踏まえ、日常生活や社会生活を円満に営むことが困難となっている犯罪被害者等に対する途切れのない支援を行うため、関係機関・団体、県民が一体となり、「社会全体で犯罪被害者等を支えていくとちぎ」を目指す。

#### 4 計画における支援の対象

犯罪等による被害者及びその家族又は遺族で、原則として県民を対象とするが、県内で犯罪等の被害に遭われた場合には県民以外の方も、支援可能なものについては対応する。

#### 5 計画の推進

##### (1) 庁内の推進体制

庁内の各部局が相互に連携を図りながら施策を推進する。

##### (2) 県内市町との連携

市町担当者に対する会議・研修会の開催や、犯罪被害者等支援に関する各種情報等を提供することにより、市町との緊密な連携を図る。

##### (3) 関係機関・団体との連携・協力

関係機関との連携・協力体制の拡充を図りながら、途切れのない犯罪被害者等の支援に関する施策等を推進する。

#### 6 計画の期間及び検証

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年とし、社会環境の変化や直面する課題等に対応するため随時見直しを行う。

また、施策の進捗状況について年度ごとに検証を実施し公表する。

### 第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等が置かれている現状と課題

#### 1 栃木県における犯罪・交通事故の発生状況

##### (1) 栃木県における刑法犯発生状況

県内における刑法犯発生状況は、平成15年の40,469件をピークに、その後減少に転じ、平成27年の刑法犯認知件数は14,630件と12年連続で減少している。被害が深刻な事態となる重要犯罪も減少傾向を示している。

## (2) 栃木県における交通事故発生状況

県内における交通事故発生状況は、平成27年に交通事故（人身交通事故）発生件数が6,327件となり、総体的には年々減少傾向にあるが、死亡事故は98件と例年100人前後の水準で推移し、人口10万人当たりの県内における交通事故死者数が全国ワースト11位となっている。

## 2 犯罪被害者等がおかれている現状と課題

### (1) 被害後の状況

- ・被害後は生命・身体・経済上の直接的な被害に加え、様々な困難に直面する。
- ・精神的なダメージを受け、中長期的な専門的支援が必要となる。
- ・必要な支援や相談先が分からず、不利益を被る場合がある。

### (2) 潜在化しやすい犯罪被害者の場合

- ・性犯罪・性暴力、DV、ストーカー、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等は、自己の羞恥心や自責の念、周囲の人間との関係等から誰にも相談できずに潜在化しやすい。

### (3) 生活上の問題

- ・職場で理解を得られず、職場の同僚と関係が悪化することもある。
- ・自宅が現場となった場合に転居せざるを得ないこともある。
- ・経済的に困窮する場合や突発的な支出が発生する場合がある。

### (4) 家族関係の変化や周囲の理解不足による傷つき、加害者からの更なる被害

- ・家庭内でのいさかや家庭環境が悪化することがある。
- ・周囲の人の無理解による興味本位の言動等により傷つくことがある。
- ・加害者からの報復などの不安や恐怖にさいなまれることがある。

### (5) 捜査、裁判に伴う負担

- ・捜査や裁判により時間的・身体的に負担を強いられることがある。

## 第3章 犯罪被害者等の現状と課題を踏まえ、今後推進していく重点的取組

### 1 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が直面している様々な経済的困難を打開するため、犯罪被害者等が必要としている支援に関する的確な情報を提供したり、居住や雇用を安定させるための制度の強化を図っていく。

### 2 精神的・身体的被害回復・防止への取組

犯罪被害者等が受けた精神的被害を回復・軽減し、又は防止するため、関係機関・団体と連携・協力しながら、早期の段階から精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングが受けられる体制の充実を図るとともに、犯罪被害者等に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供等の充実を図っていく。

### 3 刑事手続への関与の拡充への取組

犯罪被害者等の切実な思いに十分留意し、機会を逸することなく、各種刑事手続等に関する情報の提供等に努めていく。

### 4 支援等のための体制整備への取組

多様化する犯罪被害者等のニーズや事件経過に伴い変化してくる支援の内容、様々な犯罪被害者等が直面する各般の問題について、市町や関係機関・団体と連携・協力して、犯罪被害者等のニーズに対する窓口機能の充実やインターネットを通じた情報提供等、必要な支援を途切れることなく継続して受けられるための体制の構築に努めていく。

## 5 県民の理解と協力を得るための取組

教育活動や広報・啓発など、あらゆる機会を通じて、県民の理解と協力を得るための活動に努めるとともに、関係機関、民間支援団体等が開催している啓発事業に協力し、県全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めていく。

## 第4章 具体的施策の取組等（150施策）

### 1 損害回復・経済的支援等への取組（23施策）

#### (1) 損害賠償の請求についての支援等

ア 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実【警察本部】

イ 暴力団犯罪による被害の回復の支援【警察本部】

#### (2) 給付金の支給に係る制度の運用等

ア 犯罪被害給付制度に関する取組【警察本部】

イ その他の経済的支援に関する取組【くらし安全安心課，警察本部】

#### (3) 居住の安定

ア 被害直後及び中長期的な居住場所の確保【住宅課，警察本部】

イ 被害女性や被害児童に対する一時保護等【人権・青少年男女参画課，こども政策課】

ウ 一時保護から自立した生活に向けた支援【人権・青少年男女参画課，こども政策課】

#### (4) 雇用の安定

ア 就労支援に関する取組【人権・青少年男女参画課，労働政策課】

イ 労働問題に関する取組【労働政策課，労働委員会】

ウ 休暇制度等の被害回復のための取組【労働政策課】

### 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（46 施策）

#### (1) 保健医療サービスや福祉サービスの提供等

ア 精神的被害の回復に関する取組【くらし安全安心課，障害福祉課，警察本部】

イ 女性被害者・少年被害者等に関する取組【人権・青少年男女参画課，こども政策課，教育委員会，警察本部】

ウ 医療サービスに関する取組【医療政策課，健康増進課】

エ 障害者の福祉に関する取組【障害福祉課，警察本部】

オ 高齢者の福祉に関する取組【高齢対策課】

#### (2) 安全の確保

ア 加害者に関する情報の提供【警察本部】

イ 犯罪被害者等に関する情報の保護【警察本部】

ウ 一時保護所及び一時避難場所等の改善に関する取組【住宅課，警察本部】

エ 再被害防止に向けた対策【教育委員会，警察本部】

オ 再被害防止に向けた連携の取組【人権・青少年男女参画課，こども政策課，警察本部】

カ 児童虐待、DV等防止のための体制整備に関する取組【人権・青少年男女参画課，こども政策課，教育委員会，警察本部】

キ 児童虐待の防止に資する教育に関する取組【教育委員会】

#### (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

ア 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修【人権・青少年男女参画課，警察本部】

イ 警察における犯罪被害者等のための施設・装備の充実【警察本部】

ウ 民間支援団体が行う公判等への付添等に関する紹介【警察本部】

### 3 刑事手続への関与拡充への取組（5施策）

- (1) 刑事手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
  - ア 刑事手続に関する情報提供の充実【警察本部】
  - イ 検視、司法解剖に関する適切な説明及び配慮【警察本部】
  - ウ 犯罪被害者等に対する捜査情報の提供【警察本部】
  - エ 交通事故捜査の体制強化等【警察本部】

### 4 支援等のための体制整備への取組（53施策）

- (1) 相談及び情報の提供等の総合的支援
  - ア 関係機関・団体との連携強化に関する取組【くらし安全安心課，人権・青少年男女参画課，保健福祉課，こども政策課，教育委員会，警察本部】
  - イ 情報提供の充実に向けた取組【県民文化課，くらし安全安心課，医療政策課，警察本部】
  - ウ 相談体制の充実に関する取組【くらし安全安心課，人権・青少年男女参画課，障害福祉課，教育委員会，警察本部】
  - エ その他支援等のための体制整備への取組【警察本部】
- (2) 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等
  - ア 犯罪被害者支援に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組【人事課，くらし安全安心課，人権・青少年男女参画課，こども政策課，教育委員会，警察本部】
- (3) 民間の団体に対する援助
  - ア 民間の団体に対する財政的支援及び支援可能な施策の協力【くらし安全安心課，警察本部】
  - イ 民間の団体で支援を行う者に対する支援【くらし安全安心課】
  - ウ 民間の団体等の周知及び広報等【くらし安全安心課，警察本部】
  - エ 全国被害者支援ネットワークに対する協力【警察本部】
  - オ 警察における民間の団体との連携・協力の強化【警察本部】
  - カ 民間非営利団体の活動基盤づくりへの支援【県民文化課】

### 5 県民の理解と協力を得るための取組（23施策）

- (1) 県民の理解と協力の確保
  - ア 教育活動を通じた理解の促進【教育委員会】
  - イ 広報・啓発【くらし安全安心課，人権・青少年男女参画課，こども政策課，警察本部】

## 第5章 資料編

### 1 犯罪被害者等基本法

### 2 被害者の声

公益社団法人被害者支援センターとちぎ作成の手記「証（あかし）」より抜粋